

# 下水道使用料 を改定します

下水道グループからのお知らせ



## 下水道使用料の引き上げ

市は、厳しい経営状況が続く下水道事業について、安定した事業を行うことができるよう、下水道使用料引き上げの方針を決め、6月に開催された市議会第2回定例会に、下水道条例の改正案（下水道使用料の金額の改正）を提案しました。

改正案は、提案通り議決されましたので、平成30年1月1日に、下水道使用料を改定します。利用者の皆さんには、平成30年から、新たな料金表（表①）により、使用料をお支払いいただきます。

また、市街地以外などで実施している『個別排水処理施設事業』（市が各世帯に浄化槽を設置する事業）の使用料についても、下水道使用料の料金表を用いることとしていますので、同様の料金改定を行います。

ただし、平成29年12月31日

前から引き続き下水道を利用している場合は、平成30年1月分までは、平成29年に使用した分を含むため、現在の料金表で使用料を算定します。

## 安心の下水道事業を

下水道事業は、利用者の皆さんの負担は増えませんが、将来にわたって安心して下水道をご利用いただくために行うものです。市は、今後も、より良い下水道事業の実施に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

来月以降の広報のほりべつで下水道使用料改定に関する情報をQ&A（一問一答）で掲載するほか、9月以降には住民説明会などを開催する予定です。

▼問い合わせ 下水道グループ

☎9052

表① 現在の下水道使用料の料金表と改定後の料金表（税抜き）

区分	水道の使用量	金額(単価)	区分	水道の使用量	金額(単価)	
一般用	基本料金	—	一般用	基本料金	—	
	超過料金 (1㎡当たり)	8㎡を超え、 20㎡以下の水量		超過料金 (1㎡当たり)	8㎡を超え、 50㎡以下の水量	195円
		20㎡を超え、 50㎡を超える水量			208円	
公衆浴場用	基本料金	—	公衆浴場用	基本料金	—	
	超過料金 (1㎡当たり)	100㎡を超える 水量		超過料金 (1㎡当たり)	100㎡を超える 水量	25円

※下水道使用料は、1カ月の水道使用量に基づき算定され、使用量が8㎡以下の場合は基本料金のみを、8㎡を超える場合は基本料金に加えて超過分の料金（超過料金）をお支払いいただきます。

### ◎例 1カ月55㎡の水道を使用した場合の下水道使用料（改定後）

- 基本使用料 ..... 1,520円
- 超過料金（8㎡を超え、50㎡以下の水量） ..... (50-8)㎡×195円=8,190円
- 超過料金（50㎡を超える水量） ..... (55-50)㎡×208円=1,040円

○1カ月の下水道使用料 ..... (1,520+8,190+1,040)円×1.08=11,610円

表② 下水道使用料の改定による1カ月当たりの影響額

水道使用量	現在の使用料	改定後の使用料	影響額(値上げ額)
8㎡	1,425円	1,641円	216円
10㎡	1,792円	2,062円	270円
15㎡	2,710円	3,115円	405円
20㎡	3,628円	4,168円	540円
30㎡	5,518円	6,274円	756円
40㎡	7,408円	8,380円	972円
50㎡	9,298円	10,486円	1,188円

※金額は全て税込みの額です。

市ホームページでは、水道使用量1㎡ごとの下水道使用料や改定による影響額を掲載しています。

また、使用料改定までの経緯、改定に関する説明会の資料や概要なども掲載していますので、詳しくは市ホームページ (<http://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/201706290078/>、右の二次元バーコード) をご覧ください。

